

令和 7 年

# 宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

令和 7 年 7 月 10 日 開会

令和 7 年 7 月 18 日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第33号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第34号 令和7年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例を廃止する条例について
- 議案第36号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宝達志水町水道事業債権管理に関する条例について
- 議案第40号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 押水小学校体育館空調設置工事請負契約の締結について
- 議案第42号 志桜小学校体育館空調設置工事請負契約の締結について
- 議案第43号 財産の取得について
- 議案第44号 財産の取得について
- 議案第45号 財産の取得について
- 議案第46号 財産の取得について
- 議案第47号 町道路線の廃止について
- 議案第48号 町道路線の認定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 専決処分の報告について  
専決第1号 令和6年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）
- 報告第2号 専決処分の報告について  
専決第2号 令和6年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）
- 報告第3号 専決処分の報告について  
専決第3号 令和6年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 報告第4号 専決処分の報告について  
専決第4号 令和6年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）

- 報告第5号 専決処分の報告について  
専決第5号 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 報告第6号 令和6年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第8号 令和6年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第9号 専決処分の報告について  
専決第6号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算(第1号)
- 報告第10号 専決処分の報告について  
専決第7号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算(第3号)
- 報告第11号 専決処分の報告について  
専決第8号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第12号 専決処分の報告について  
専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第13号 専決処分の報告について  
専決第10号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第14号 専決処分の報告について  
専決第11号 宝達志水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第15号 専決処分の報告について  
専決第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第16号 専決処分の報告について  
専決第13号 専決処分書(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 報告第17号 専決処分の報告について  
専決第14号 専決処分書(損害賠償の額を定め和解することについて)

令和7年7月10日（木曜日）

◎出席議員

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 松 本 由理子 | 7 番  | 林 稔     |
| 2 番 | 西 塔 正 樹 | 8 番  | 塚 本 勇 仁 |
| 3 番 | 松 井 世己子 | 9 番  | 久 保 喜 六 |
| 4 番 | 岩 根 信 水 | 10 番 | 守 田 幸 則 |
| 5 番 | 勝 二 正 人 | 11 番 | 北 本 俊 一 |
| 6 番 | 松 浦 文 治 | 12 番 | 北 信 幸   |

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長      十 丸 幸 代  
次                      長      森 田 泰 昭

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

|                                     |                    |
|-------------------------------------|--------------------|
| 町                      長            | 高 下 栄 次            |
| 参事兼総務課長<br>兼復興推進室長                  | 金 田 成 人            |
| 企画情報課長                              | 南 谷 賢 朗            |
| 財 政 課 長                             | 坂 井              賢 |
| 商工観光課長                              | 長谷川 能 之            |
| 税務住民課長                              | 開              美 紀 |
| 危機管理監兼<br>環境安全課長                    | 藤 井 博 樹            |
| 健康福祉課長                              | 田 中 真理子            |
| 健康づくり推進<br>室                      長 | 寺 崎 弘 恵            |

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 子育て応援室長              | 宮 本 孝 則 |
| 農 林 水 産 課 長          | 秋 田 正 之 |
| 地 域 整 備 課 長          | 杉 谷 克 久 |
| 会 計 課 長              | 山 本 昭 弘 |
| 宝達志水病院<br>事 務 局 長    | 浅 川 治 世 |
| 教 育 長                | 細 江 孝   |
| 学 校 教 育 課 長          | 浜 坂 浩 幸 |
| 学 校 教 育 課<br>担 当 課 長 | 杉 谷 靖 史 |
| 生 涯 学 習 課 長          | 松 浦 賢 也 |

## ◎議事日程

|       |                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                                |
| 日程第 2 | 会期の決定                                                                     |
| 日程第 3 | 諸般の報告                                                                     |
| 日程第 4 | 議案第33号 令和 7 年度宝達志水町一般会計補正予算（第 4 号）                                        |
| 日程第 5 | 議案第34号 令和 7 年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第 1 号）                              |
| 日程第 6 | 議案第35号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例を廃止する<br>条例について                                |
| 日程第 7 | 議案第36号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について                                             |
| 日程第 8 | 議案第37号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例に<br>ついて                                    |
| 日程第 9 | 議案第38号 宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並<br>びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を<br>改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第39号 宝達志水町水道事業債権管理に関する条例について                                            |
| 日程第11 | 議案第40号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例につ<br>いて                                     |
| 日程第12 | 議案第41号 押水小学校体育館空調設置工事請負契約の締結につい<br>て                                      |

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第13 | 議案第42号 | 志桜小学校体育館空調設置工事請負契約の締結について         |
| 日程第14 | 議案第43号 | 財産の取得について                         |
| 日程第15 | 議案第44号 | 財産の取得について                         |
| 日程第16 | 議案第45号 | 財産の取得について                         |
| 日程第17 | 議案第46号 | 財産の取得について                         |
| 日程第18 | 議案第47号 | 町道路線の廃止について                       |
| 日程第19 | 議案第48号 | 町道路線の認定について                       |
| 日程第20 | 諮問第1号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて          |
| 日程第21 | 報告第1号  | 専決処分の報告について                       |
|       | 専決第1号  | 令和6年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）          |
| 日程第22 | 報告第2号  | 専決処分の報告について                       |
|       | 専決第2号  | 令和6年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）     |
| 日程第23 | 報告第3号  | 専決処分の報告について                       |
|       | 専決第3号  | 令和6年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）    |
| 日程第24 | 報告第4号  | 専決処分の報告について                       |
|       | 専決第4号  | 令和6年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）       |
| 日程第25 | 報告第5号  | 専決処分の報告について                       |
|       | 専決第5号  | 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第26 | 報告第6号  | 令和6年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第27 | 報告第7号  | 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について    |
| 日程第28 | 報告第8号  | 令和6年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について   |
| 日程第29 | 報告第9号  | 専決処分の報告について                       |

|       |                                                  |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|       | 専決第 6 号                                          | 令和 7 年度宝達志水町一般会計補正予算（第 1 号）                                        |
| 日程第30 | 報告第10号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第 7 号                                          | 令和 7 年度宝達志水町一般会計補正予算（第 3 号）                                        |
| 日程第31 | 報告第11号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第 8 号                                          | 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第32 | 報告第12号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第 9 号                                          | 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について                                             |
| 日程第33 | 報告第13号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第10号                                           | 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第34 | 報告第14号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第11号                                           | 宝達志水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第35 | 報告第15号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第12号                                           | 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                       |
| 日程第36 | 報告第16号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第13号                                           | 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）                                         |
| 日程第37 | 報告第17号                                           | 専決処分の報告について                                                        |
|       | 専決第14号                                           | 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）                                         |
| 日程第38 | 諮問案件に対する質疑・討論の省略                                 |                                                                    |
| 日程第39 | 諮問案件の採決                                          |                                                                    |
| 日程第40 | 諮問案件以外の議案に対する質疑                                  |                                                                    |
| 日程第41 | 議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号に対する討論 |                                                                    |

- 日程第42 議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号の採決
- 日程第43 議案第23号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についての撤回の件
- 日程第44 事件撤回に対する質疑・討論
- 日程第45 事件撤回の採決
- 日程第46 町政一般についての質問
- 日程第47 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関から、ビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可します。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただいまから、令和7年第2回宝達志水町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○議長（林 稔君） 議事に先立ち、町長から挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） このたび町長に就任いたしました高下栄次です。

議長のお許しをいただきまして、私にとりましては初の定例会でございますので、就任に当たっての所信を述べさせていただきます。

既に述べてきたところではありますが、4月から6月に至るここ数か月間の町政の混乱を速やかに収束し、町政を安定軌道に回復させること、また、多くの町民の方から寄せられた変化を求める声に応えることが、私に課せられたミッションであると考えております。

町政運営に当たりましては、これまでの施策を検証し、継続すべきものは継続し、改革すべきものは改革するというスタンスで参ります。

議員の皆様、町民の皆様に検討した結果をお伝えするだけでなく、なぜそうした結果になったのかをきちんと丁寧にお伝えすること、情報を前広に公開することで、衝突・混乱の度合いは相当程度軽減するものと考えております。

例えば、町の財政についてです。地方債残高、平成18年（2006年）ですが、平成18年度に141億円、それから長い年月を経て、令和4年（2022年）に62億円にまで減りました。今年度、令和7年度末には、90億円程度にまで膨らむことが見込まれております。

減るのには時間がかかりますが、膨らむのはすぐです。油断をすれば、すぐまた100億円台に戻ってしまいます。私が町長である限り、そのようなことは絶対にしないと、ここで強く宣言いたします。

下水道料金にしても、一般会計から下水道事業会計に毎年3億円から5億円近い金額が繰り入れられております。そして、結果として、今のような料金体系となっています。そうしたことをきちんと丁寧に町民の方々に伝える必要があると考えております。

私もここに来る前、国交省にいましたので、一つ。

今、日本各地でインフラの老朽化が問題となっていますが、本町もその例外ではありません。道路、橋梁、上下水道といった基本インフラだけでも、その更新に今後20年で100億円以上、恐らく200億円近い経費がかかるものと思います。

社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、今後20年で、西暦2045年には本町の人口は7,000人、さらに20年後、2065年には4,000人になると推計されています。こうした苦い現実も包み隠さず、町民の皆様にお示しした上で、町政を進めてまいります。

子や孫の代に大きな負の遺産は残さない、これが私の基本とするところであります。現実を直視せず、何かあれば金をばらまく、施設を造る、そのようなことは、私が町長である限り決していたしません。

10億円、20億円の道路、橋梁を造る前に、やるべきことがあります。それは、町の主要な団体・組織に人材を投入することです。

私が公約どおり、本町を県内トップの町にするのを実現するためには、人が必要です。組織は人です。役場であれ、社協であれ、宝スポであれ、シルバー人材センターであれ、県内トップを目指すのであれば、人材が必要です。全国レベルの人材をちゅうちょなく、各団体に投入したいと考えています。

全国レベルの人材を複数人雇い入れたとしても、それに要する経費は、せいぜい年に数千万円です。10億円かけて道路を造ったとしても、橋梁を造ったとしても、その恩恵を受けるのは町民の一部です。役場や社協、宝スポやシルバーに人材を投入すれば、その恩恵は全ての町民に及びます。片や数千万円、片や10億円、桁が2つ違います。どちらのほうがある金のかの使い方か、言うまでもありません。

全てを役場の職員で、社協の職員で、宝スポの職員で賄う。それで県内トップを目指すというのは、現実的ではありません。餅は餅屋に任せるというスタンスで、過去に実績のある全国レベルの人材をちゅうちょなく各団体に投入してまいります。

復旧・復興、宅地造成、企業誘致、子育て・教育環境の整備、高齢者の健康維持、足の問題、生活に不可欠な基本インフラの更新など、やるべきこと、取り組むべきことはたくさんあります。

子育て世代に、子育てするなら宝達志水と認識される町に、東京や大阪、名古屋、金沢等に出た町の出身者が、自信を持って宝達志水町の出身ですと言えるような町にしたいと考えています。その一環として、現在、教育長にも相談しているところですが、遠からず「教育立町2.0」を発動しようと考えています。

議員の皆様、町民の皆様、各団体・企業の皆様、そして役場職員の協力、御支援を得て、これらの課題に取り組んでまいります。

先般、小泉農相より、農水省に30年余り勤めたことに対して感謝状を頂いたところですが、小泉農相の父、小泉元総理はかつて、「改革なくして成長なし」と言われました。私の思考回路もそれに近いです。

人がつくったものは人が変えればいいというのが私の考えです。事実、法律にしろ制度にしろ、修正・改正を重ね、時には廃止も行って、今日に至っています。変えるべきものは変え、取り入れるべきものは取り入れる、そういったスタンスで町政を進めてまいります。

今後の町政、恐らく、これまで町ではやったことのないことに取り組むこともあろうと思います。改めて皆様に、これからの町政への御支援と御協力をお願い申し上げまして、私の所信の挨拶とさせていただきます。

○議長（林 稔君） 町長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（林 稔君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、8番 塚本勇仁君、9番 久保喜六君を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長（林 稔君） 次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月18日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月18日までの9日間に決定いたしました。

#### ◎諸般の報告

○議長（林 稔君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める陳情書をお手元に配付しておきますから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和7年3月分、4月分、5月分に関する例月出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで報告を終わります。

#### ◎提出議案の上程・説明

○議長（林 稔君） これより、本日提出のありました議案第33号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から報告第17号 専決処分の報告について、専決第14号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）までの議案16件、諮問1件及び報告17件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） では、提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに令和7年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、依然として続く物価高騰は、町民生活に重くのしかかり、時に年金生活者や子育て世帯にとっては、暮らしに直結する深刻な問題となっております。加えて、近年の猛暑や干ばつなどの異常気象、生産資材の高騰、農家の高齢化、離農の進行に起因する米の価格高騰も大きな影響を及ぼしております。

こうした状況を踏まえ、全町民を対象に、1人当たり5,000円の地域商品券（ほっぴーさん商品券）を発行し、消費の下支えと町民の生活支援を図っていくこととしております。地元店舗の売上げ向上を通じて地域経済の活性化にも資する商品券、町民の皆様におかれましては、ぜひ御活用いただければと思います。

それでは、今定例会に提出いたします令和7年度の補正予算関係2件、条例関係6件、契約関係2件、その他関係6件、人事関係1件、また報告関係について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第33号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、5億5,752万8,000円を追加し、総額を120億256万3,000円とするものであります。

総務費では、役場庁舎の長寿命化対策のための改修及び新たにエレベーターを設置するための経費のほか、旧樋川小学校の漏水に伴う給水管更新に要する経費、能登半島地震で被災した集落の道路等、法定外公共物の復旧に係る補助金、県復興基金交付金の追加配分及びケーブルテレビ施設整備基金の廃止に伴う基金への積立金、通学路のグリーンベルト設置に要する経費、戸籍電子書籍閲覧サービスの使用に要する経費を追加するものであります。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付に伴う財源の組替えを行うものであります。

民生費では、令和6年度に実施された定額減税において、所得減税の確定により所得税額が推計よりも減少し、給付が発生した対象者に不足額を支給するほか、サービスコードの修正に伴う障害者自立支援給付システムの改修に係る経費を追加するものであります。

衛生費では、町内の公衆浴場のトイレ改修に対する補助金のほか、公費解体後の土地の防草対策に対する補助金を追加するものであります。

農林水産業費では、熊対策に係る出動手当に要する経費のほか、新規就農者の初期投資に対する補助金、邑知潟土地改良区が管理する新宮ダムの設備修繕に対する補助金を追加するものであります。

商工費では、落雷により被災した山頂トイレの給水ポンプの交換に要する経費を追加するものであります。

土木費では、全ての空き家を対象とした除却に対する補助制度の創設に要する経費のほか、ほうだつ団地の長寿命化対策のための改修に要する経費を追加するものであります。

消防費では、老朽化した防火水槽のフェンス修繕に要する経費を追加するものであります。

教育費では、町独自の政策的な学習支援事業に要する経費を追加するほか、小中学校で使用する教材等に要する経費、志桜小学校体育館の老朽化したバスケットゴール板の取替えに要する経費、宝達中学校の生徒用の机の天板拡張器具の購入、大型プリンターのリース及び学力向上プログラム推進事業に要する経費、宝達中学校体育館の空調設置に係る実施設計業務に要する経費、小学校で不用になった理科薬品の処分に要する経費を追加するものであります。

加えて、生涯学習センターの空調設備中央監視盤装置の取替えに要する経費のほか、末森城跡の実態を把握するための調査、喜多家の美術工芸品の保存状態等の調査に要する経費、岡部家ののり面及び土塀の修繕費、喜多家の維持管理に要する経費、埋蔵文化財センターの清掃業務に要する経費、令和８年度に日本スポーツマスターズの軟式野球競技が本町で開催されることに伴い、今年度開催される愛媛大会の会場運営の視察に要する経費を追加しております。

災害復旧費では、能登半島地震で被災した白虎山公園簡易野球場の外野フェンス取替えに要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第34号 令和７年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

今回の補正は、10万8,000円を追加し、総額を13億8,127万9,000円とするものであります。

歳出では、令和６年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額確定に伴う国庫返納金を追加するものであり、歳入については、繰入金を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第35号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例を廃止する条例についてであります。

本案は、宝達志水町ケーブルテレビ事業の民間譲渡によるケーブルテレビ事業特別会計の廃止に伴い、宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例を廃止するものであります。

次に、議案第36号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達の方法等に係る規定を整備するほか、特定親族特別控除の新設、加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものであります。

次に、議案第37号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害その他非常の事態において、他の市町村長の指定を受けた工事事業者が給水装置に関する工事を実施できるよう、改正を行うものであります。

次に、議案第38号 宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水道法施行令及び関係する政省令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを行うものであります。

次に、議案第39号 宝達志水町水道事業債権管理に関する条例についてであります。

本案は、水道事業の債権について、管理の適正化と事務の効率化を図るため、債権放棄の処理基準を定めるものであります。

次に、議案第40号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた工事事業者が排水設備に関する工事を実施できるよう、改正を行うものであります。

続きまして、契約関係、その他について御説明いたします。

議案第41号から第46号までの各議案は、予定価格が5,000万円以上の工事または予定価格が700万円以上の財産の取得であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条または第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号及び第42号の契約案件は、押水小学校、志桜小学校のそれぞれの体育館に空調設備を設置するものであり、議案第41号 押水小学校体育館空調設置工事請負契約は、勝二建設株式会社と1億3,750万円で、議案第42号 志桜小学校体育館空調設置工事請負契約は、免田産業株式会社と1億9,635万円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第43号及び第44号の財産の取得について、福祉バスとスクールバスの老朽化に伴い、マイクロバスを購入するものであります。議案第43号、第44号、どちらも、有限会社押水自動車と859万4,480円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第45号、災害時のトイレ環境の改善・確保を図るため、移動式コンテナ型ト

イレ2基をエムエステック株式会社から5,874万円で、議案第46号については、小中学校の児童・生徒用の学習用端末を三谷産業株式会社から3,805万1,200円で取得するため、それぞれ契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第47号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法第10条第3項の規定により、町道宿麦生2号線ほか7路線を廃止するものであります。

次に、議案第48号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、町道麦生16号線ほか6路線を町道に認定するものであります。

続きまして、人事関係について御説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる1名の人権擁護委員について、宝達志水町北川尻レ67番地1、鍛冶庄一郎氏を新任として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

続いて、報告第1号から報告第5号までの5件は、令和6年度における各会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めるものであり、いずれも事務事業の精算が主なものであります。

報告第1号 令和6年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてであります。

今回の補正では、5億890万9,000円を減額し、総額を138億1,773万5,000円としたものであります。

歳入では、地方譲与税等の交付額の確定、国・県支出金、町債等の特定財源についての補正が主なものであります。

歳出では、基金の積立金、ふるさと納税寄附額の増加に伴うポータルサイトの使用料、古墳の湯の指定管理終了に伴う精算に要する経費を追加するほか、財源組替えを行ったものであります。

次に、報告第2号 令和6年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の専決処分について、3,212万3,000円を減額し、総額を13億3,631万3,000円としたものであります。

次に、報告第3号 令和6年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

の専決処分について、728万9,000円を減額し、総額を2億6,527万5,000円としたものであります。

次に、報告第4号 令和6年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について、1億616万1,000円を減額し、総額を17億2,952万5,000円としたものであります。

次に、報告第5号 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）では、410万6,000円を減額し、総額を7,207万5,000円としたものであります。

次に、報告第6号 令和6年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越す事業は19事業で、総額19億3,452万9,000円であります。いずれも事業執行に不測の日数を要したものなど、諸般の事情から年度内に支出が終わらない見込みのある事業について、適切な予算執行のため、令和7年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第7号 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

繰り越す事業は1事業、2億9,390万円であります。震災後の資材及び人員不足から、事業執行に不測の期間を要し、年度内に事業を完了することができなかったもので、適切な予算執行を図るため、令和7年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第8号 令和6年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

繰り越す事業は2事業で、7億7,294万4,000円であります。震災後の資材及び人員不足から、事業執行に不測の期間を要し、年度内に事業を完了することができなかったもので、適切な予算執行を図るため、令和7年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第9号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

この補正は、5月11日執行の石川県議会議員補欠選挙の投開票に係る所要の経費として1,105万3,000円を追加し、総額を108億105万3,000円としたものであります。

歳入については、県支出金を充て、調整したものであります。

次に、報告第10号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてであります。

この補正は、6月15日執行の宝達志水町長選挙の投開票に係る所要の経費として1,388

万4,000円を追加し、総額を114億4,503万5,000円としたものであります。

歳入については、繰入金を充て、調整したものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ、ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定したものであります。

次に、報告第12号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、原動機付自転車に対する軽自動車税の種別割の税率区分を見直すほか、身体障害者等に係る軽自動車税の種別割の減免申請における運転免許証の提示義務等に係る規定の整備など、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第13号 宝達志水町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限を2年間延長したものであります。

次に、報告第14号 宝達志水町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を3年間延長したものであります。

次に、報告第15号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び軽減措置の拡充に係る改正を行ったものであります。

次に、報告第16号及び第17号、損害賠償についての専決処分についてであります。

これは、町職員が運転する公用車が駐車中の車両または道路標識を破損させたことへの損害賠償額を支払うものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（林 稔君） お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

◎諮問案件の採決

○議長（林 稔君） これより採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問を採決します。

本案は原案のとおり、適任として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任として答申することに決定いたしました。

◎諮問案件以外の議案に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで、諮問以外の議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

◎議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号

に対する討論

○議長（林 稔君） 次に、議案第41号 押水小学校体育館空調設置工事請負契約の締結についてから議案第46号 財産の取得についてまでの6件は、期限の関係もありますので、先に討論・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第46号ま

での6件は、先に討論・採決することに決定いたしました。

次に、議案第41号から議案第46号までの6件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号  
の採決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

議案第41号 押水小学校体育館空調設置工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第42号 志桜小学校体育館空調設置工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第43号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第44号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第45号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第46号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第23号の撤回の件

○議長（林 稔君） 次に、議案第23号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についての撤回の件を議題とします。

6月18日付で、町長から撤回申出書が提出されております。

提出者の撤回理由の説明を求めます。

町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） 令和7年2月27日に提出いたしました議案第23号 宝達志水町文

化財施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、国指定重要文化財・喜多家の価値を広く地域住民等に親しまれるよう周知し、入場者数の増加を図るために必要な改正をするものでありましたが、委員会からの御指摘を踏まえ、方針を再考するため、宝達志水町議会会議規則第20条第1項の規定により、本議案の撤回について、議会の承認を求めるものであります。何とぞ慎重なる御審識の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 稔君） 提出者の撤回理由の説明が終わりました。

#### ◎事件撤回に対する質疑・討論

○議長（林 稔君） ここで、議案第23号の撤回の件についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

次に、議案第23号の撤回の件についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

#### ◎事件撤回の採決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

議案第23号 宝達志水町文化財条例の一部を改正する条例についての撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号の撤回の件については承認することに決定いたしました。

#### ◎町政一般についての質問

○議長（林 稔君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1 番 松本由理子君。

〔1 番 松本由理子君 登壇〕

○1 番（松本由理子君） 議長のお許しをいただきましたので、私は、ジェンダー平等の視点、そして公正な人事の在り方について質問いたします。

本年、宝達志水町では、町政の大きな転換点を迎えました。新たに高下栄次町長が誕生し、町民の多くが新しいリーダーの下でのまちづくりに大きな期待を寄せています。

町長は、農林水産省や国交省という中央省庁での豊富な経験をお持ちであり、その知見や人脈を生かし、戦略的で未来志向の町政を進められるものと、私自身も大いに期待をしております。

そのような中で、私は、町の未来を誰とどのようにつくっていくかという観点から、宝達志水町における男女共同参画の推進、そして町民に開かれた町政運営の在り方について、今こそ深く議論する必要があると考えます。

質問1、政治・行政分野におけるジェンダーギャップの認識について。

まず最初に、世界的な課題として、ジェンダーギャップについて触れておきたいと思います。

皆さん御承知のとおり、2024年度版の日本のジェンダーギャップ指数は、世界146か国中118位と、先進国の中でも極めて低い水準です。とりわけ政治分野、意思決定の場への女性の参画率が非常に低いことが、大きな課題となっております。

この流れは地方自治体にも当てはまり、全国の市町村においても、女性首長や女性副首長の割合はごく僅かです。宝達志水町においても、これまで女性副町長の登用実績はなく、町職員における管理職の女性比率も、決して高いとは言えない状況にあります。

町長に伺います。

本町、そして日本全体における政治・行政分野のジェンダーギャップについて、町長御自身はどのように認識されていますか。また、その認識を踏まえ、町政運営において、男女平等や多様性の視点をどのように取り入れていくお考えかお聞かせください。

質問2、人口減少と若年女性の流出に対する視点と対策について。

町長は就任直後の新聞取材において、押水地区から副町長を出し、地域バランスを取りたいと発言されています。これは理解できるお考えですが、同時にジェンダーのバランスも考慮すべきではないでしょうか。副町長というポストは、単なる地域代表ではなく、町政全体を方向づけ、町長を支える政策形成の要です。

全国的に共通する大きな課題が、人口減少、特に若い女性の流出です。これは、単なる人口の統計上の話ではなく、町の未来そのものを左右する極めて重大な問題です。教育、子育て、働き方、地域コミュニティの在り方、こうした町の暮らしをどう整えていくかという問いに対して、私は今、これまでとは違う視点が求められていると強く感じています。

つまり、男性中心の価値観でつくられた政策ではなく、現場で日々暮らしを担い、子育てや介護、地域生活の矛盾や苦労を経験している女性たちの声を基盤にした政策づくりが不可欠だということです。このまま女性が、ここでは暮らしにくいと感じて外へ出ていき、町に戻ってこなくなれば、宝達志水町の未来はもちません。

だからこそ、私は、女性の視点と実体験を町政に直接反映させる仕組みが必要だと考えます。それを実現するためには、政策を担う町長の右腕として、女性副町長の登用を真剣に検討すべきではないかというのが私の考えです。

町長に伺います。

女性副町長の登用について、どのようにお考えか。また、女性候補がいない、難しいという課題がある場合、その要因と、どのように克服していくのか、町長の見解をお聞かせください。

質問3、町職員における女性管理職の比率と人材育成について。

次に、町の職員における女性の登用状況について伺います。

副町長に限らず、町役場の幹部職には女性も少なく、昇進は男性という空気がどこかに残っていないか、私自身、疑問に感じています。現在、町職員のうち、課長職級以上の女性は何人おられるのでしょうか。その比率は、町の組織として適正な水準と言えるのでしょうか。町職員における女性管理職の人数・割合について、現状を確認させてください。

あわせて、女性職員が管理職を目指そう、チャレンジしたいと思えるような支援制度、例えばキャリア形成、育児との両立支援、柔軟な勤務体系など、どのような取組をしているのか。また、それらが機能していると、町長は評価されていますか。町長として、今の制度や職場環境が、性別を問わず公正な人事が行われていると評価できるのかどうか、率直な御見解を伺います。

質問4、男女共同参画推進計画の推進と町民の声を生かす仕組みについて。

宝達志水町では、男女共同参画推進計画が策定されています。しかし、果たして、この計画が町内や町民にどれほど浸透しているか、計画が実効性を持って進められているのか、疑問を感じる場面も少なくありません。町として、この計画の進捗状況をどのように評価

されているか、課題をどのように分析しているかを伺います。

また、計画を計画倒れで終わらせず、町民の生活実感と結びつけていくには、町民の声をきちんと吸い上げる仕組みが必要だと考えます。そして、今後、子育て世代や若者、女性の声を町政に反映させる仕組み、例えば防災会議などの各種委員会や推進会議への積極的な女性登用、または女性・若者向けの政策提案型ワークショップなど、実効性のある参加型の仕組みを導入するお考えがあるか、お聞きしたいと思います。

前町長の時代には、町内各地でタウンミーティング、町政懇談会が実施されておりました。しかし、私が確認する限り、最後に実施されたのは2021年12月、以降、コロナ禍の影響もあったのか、中断されたままになっています。

町長にお伺いします。

町政運営において、町民の生の声をどのように拾い上げ、政策に反映していくお考えでしょうか。私は、執行部だけで政策を考えるのではなく、町民と向き合い、直接意見を聞き政策に反映するタウンミーティングの再開が、今こそ必要だと考えます。町長の見解を伺います。

最後に、私は女性登用を求めると同時に、あらゆる登用・人事において、公正さ、透明性、町民の納得感が伴うことが最も大切だと申し上げたいと思います。

今回の一般質問は、女性の登用を柱に据えておりますが、私はそれだけを求めているわけではありません。大切なのは、登用される人が女性であれ男性であれ、性別にかかわらず、能力ややる気があり、町のため、町民のために汗をかいている人をきちんと評価し、登用する人事が行われることです。

町のために本気で取り組む人物であり、能力と実績に基づいて選ばれるべきです。その人事が、誰が見ても納得できるかどうか、その透明性と公平性こそが、町政全体の信頼につながります。

町長にお伺いします。

今後の人事方針について、町民が納得できる登用をどのように確保していくのか。ほかの市町では、職員がある程度の年齢に達したときに昇格試験を実施していると聞きます。本町ではいかがでしょうか。公正な人事評価制度の見直し、または基準の明文化などの御予定があれば、お聞かせください。

結びに、「育てよ！町の宝」、このスローガンに込められた意味を、私はこう解釈しています。それは、子どもだけではなく、町民一人ひとりが町の宝だということ、そして、

その全ての町民が、性別にかかわらず自分の力を発揮し、声を上げ、町政に参加できる町にしていくことこそが、次の世代に誇れる宝達志水町をつくる道だと。

町長の前向きな御答弁を期待し、一般質問を終わります。

○議長（林 稔君） 町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） 1 番 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、政治・行政分野での男女格差についての町長の認識を問うということでございますが、また、町政運営における男女平等の視点についてもお聞きになられたと思います。

行政、町職員においては、女性管理職の登用は、私は相応に進んでいるというふうに思っております。ただ、町政でも、議会のほうは現在、お二人議員おられますが、12分の2ではなく、もう少し高まっていいのかもしれないというふうに考えております。

高齢者の中には、やはり、いまだに男女の性差による役割分担という意識を持っている方が少なくありません。ただ、高齢者のそういった男女の役割分担の意識は、時代とともに間違いなく変化してきております。町政運営においても、男女の別なく、適任者を適切なポストに就けるというふうな考えで進めていきたいと考えております。

女性副町長の登用についてですが、副町長の登用については、先般来申し上げており、就任したてでもありますので、まずは地域バランスに配慮し、押水地区の方をというふうに考えております。それは男女を問わず、まず、その方がどのような方なのか、適性を重視し、ふさわしいと思える方を選任したいと考えております。

それも私の意向として、可能であれば、本当に、もしおられればですが、それなりの企業でそれなりのポストにおられた方、押水地区の方で、それなりの企業でそれなりのポストにおられた方がおられれば、やっぱりそういった、私自身また、そういった企業的な考えが足りませんので、そういった方がおられれば、副町長にしたいというふうに考えております。

次に、男女共同参画推進計画の見直し、そして町民参加の仕組みについて御質問ありました。

令和6年度に内閣府が実施した世論調査、男女共同参画社会に関する世論調査では、社会全体における男女の地位の平等感について、男性のほうが優遇されていると感じている人は、やはりいまだに多くて74.7%、前回調査、4年度の調査に比べて4.1%下がっているということですが、依然として男女間には差があるという世論で、人々の意識、

根強いものがあると思います。

ただ、平成27年には、女性の職場生活における活躍の推進に関する法律というのを政府がつくっておりますし、いわゆる女性活躍推進法が制定されて、平成30年には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律というのも施行されております。やはり女性の社会参画がさらに着実に進むことを、それは政府も進めているところでありまして、本町においても同様であると思っております。

男女共同参画社会基本法施行から25年以上経過しております。我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立も着実に進んではいると思っております。

ただ、なお一層の取組、努力が必要であるのも、また事実としてあります。こうした現状に鑑み、女性の意見・意思が広く社会に公平に反映されていくために、今後、政治・経済をはじめ、社会のあらゆる分野で女性の参画を促し、女性リーダーを育成するなど、主体的な担い手として、女性の参画推進が重要であると考えております。

なお、本町の男女共同参画行動計画見直しの際には、これら現下の状況を踏まえつつ、特に先ほども申し上げましたが、教育環境の整備をさらに充実すべく、「教育立町2.0」を発動しようと考えております。子育て世代の意見を聞く場も持ちたいと思っております。

タウンミーティングだけですと、往々にして、いわゆる男性高齢者の意見がメインになると思いますので、それとは別にそういった、特にやっぱり女性ですね、本町の女性の流出率、県内でも3番目に高いというふうなデータもありますので、そういった流出する若い女性方の意見を聞く場も持ちたいと考えております。

あと、昇格試験等についての御質問ありましたが、当面は、私も就任したてなので、直ちに試験どうこうというのは、今直ちにはちょっと言えませんが、また、ちょっと考えてみますという形です。

あと、公正な評価かどうかについても、まだ就任したてで、皆さんが公正に評価されているかどうか、正直まだ分からない状態ですので、こちらについても、現在のところは直ちに答弁はできないということをお許しいただきたいと思います。

あと、それ以外の細かいデータ等の質問については、所管の課長から答えさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 参事兼総務課長兼復興推進室長 金田成人君。

〔参事兼総務課長兼復興推進室長 金田成人君 登壇〕

○参事兼総務課長兼復興推進室長（金田成人君） 1 番 松本議員の御質問にお答えします。

町職員における女性管理職の登用と支援策についての御質問ですが、課長以上の女性管理職は4名で、管理職に占める女性の割合は25%となっております。このほか、課長補佐職では21人中11人が女性であり、実に52%の登用状況であります。

女性職員のキャリア支援につきましては、適性に応じて、町政や全庁を見渡せるような部署で困難な業務を多く経験させ、キャリア意識の醸成を図っていくとともに、管理職への登用に当たっては、性別を問わず、リーダーシップや部下の育成能力を養成すべく、研修への参加促進を実施してまいります。

以上であります。

○議長（林 稔君） 生涯学習課長 松浦賢也君。

〔生涯学習課長 松浦賢也君 登壇〕

○生涯学習課長（松浦賢也君） 1 番 松本議員の御質問にお答えします。

男女共同参画推進計画の進捗と課題についての御質問ですが、本町の男女共同参画推進計画につきましては、第4次分を令和3年3月に策定しております。この計画では、男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえ、あらゆる分野で性別による差別をなくし、男女が平等な社会を形成することを目的とし、関係所管課等における各種業務について目標を設定し、計画を推進してまいりました。

その中では、審議会等の委員への女性の参画推進については、令和2年度調査では登用率は25.6%でありましたが、令和6年度調査では29.1%と3.5%増加しております。しかしながら、それでも本計画の目標値37%には達していない状況でございます。

次に、男女共同参画推進における課題についてでございますが、意識改革の遅れ、女性活躍促進、仕事と生活の調和などが考えられます。これらの課題は、社会全体で取り組むべき課題として認識しております。そのためには、本計画に掲げる施策を着実に、また効果的に推進することが重要で、事業の推進管理や全庁的な取組が必要不可欠でございます。

今後も関係各課の連携を図るとともに、町が事業所としてのモデルになるよう、職場環境づくりを積極的に進めながら、町民の皆様に対し、意識啓発のための周知や情報提供を継続的に実施してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、町民、事業者、関係団体等、様々な方々と連携・

協働することが必要となります。今後も、この計画に掲げました施策を着実に推進し、男女共同参画の実現に向け、目指してまいります。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 次に、3番 松井世己子君。

〔3番 松井世己子君 登壇〕

○3番（松井世己子君） 初めに、約2か月間、町は寶達前町長が県議選に出馬し、町長不在となり、混乱いたしました。町民が選んだ高下新町長をお迎えして、やっと町に落ち着きを取り戻し、町民の方々も大変安心されたのではないかと思います。しかし、先の松榮副町長におかれましても、この2か月間、町を守るために頑張られたからだということをお伝えしたいと思います。

私は、今回は、高下新町長に3つのことを出したいと思います。

一つは、まず道の駅のこと、それから子育て・教育環境の整備、それから古墳の湯の再建、これは高下町長の公約の中にあつた3つのことをお尋ねしたいと思います。

まず、宝達志水町に道の駅を。

道の駅は、石川県では現在、ちょっと私、間違えましたが、19ある市町の中で、できていないのは野々市市、金沢市、宝達志水町とお聞きします。高下町長は選挙の公約の中で、防災道の駅のことを書かれてありました。町長になられてからも、その考えはありますか。

2番目といたしまして、道の駅の経営は黒字にと書かれてありましたが、町の年間を通じての特産物などを売る以外に、ほかに魅力のあるもの、羽咋市は足湯の隣接、かほく市はドッグランと足湯を、津幡町の倶利伽羅源平の郷は歴史資料館、宿泊施設、温浴施設などあり、連日にぎわいをどちらも見せているそうです。

また、町長の公約の中に、地元事業者、農家、福祉施設と連携し地域循環を生む観光案内、防災機能を兼ね備えた道の駅とは、具体的に書いてありましたが、お聞かせください。

そして、4番目といたしまして、設置場所など候補地の予定は考えておいでますか。宝達志水町の間地点で、里山海道から入り国道沿いが、町の方や観光客の皆さんが一番分かりやすく、いいのではないかと思います。

2番目といたしまして、子育て、教育環境の整備。

1、子育て支援の屋内遊戯施設については、屋内遊び場ですね、ことを出すのは、私はこれで四度目になると思いますが、令和6年3月に、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケートの結果報告におきましても、約47%の親御さんが屋内遊戯施設の必

要性を感じております。

高下町長の選挙前のビジョンにも、子育て・教育現場の整備として出されていましたが、町長になられてからのお考えをお聞かせください。

また、2番目といたしまして、羽咋市のLAKUNAをモデルに、喫茶スペース、勉強スペース、遊戯スペースの併設を整備すると書かれてありましたが、具体的にお聞かせください。

そして、3番目といたしまして、古墳の湯の再建。

1といたしまして、3月議会で古墳の湯が閉じることが否決されましたが、高下町長の選挙のビジョンの中に「再建×防災強化」と書かれてありましたが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

ただ、道の駅のことなのですが、今だんだん人口も減少しています。そして、アステラスの近くに某建物が建つそうで、7月17日オープンで、町の皆様、特に女性の方が、そういうことを考えて要望した人も多かったので、それをすごく皆さん期待しておいでということもちょっと鑑みて、減少、それから、することはしていかなきゃいけないと思いますが、今後のやっぱり先を見ながら、物事をやっていかなきゃいけないと思います。

そして、でも、やっぱりやっていかなきゃ、特に子育て支援なんか、国も一生懸命頑張っております。だから、お金はちょっと大変ですが、やらなければいけないことは、またやってほしいと願います。

以上3つです。よろしくお願いいたします。

○議長（林 稔君） 町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） 3番 松井議員の御質問にお答えいたします。

まず、道の駅についてですが、道の駅には、家族連れであるとか観光客が立ち寄れる憩いの場としてのにぎわいを創出する機能のほか、あとやっぱり、地元の事業者、農家、そして福祉施設とかと、そういった道の駅を利用して経済を回すと、経済循環を生むような、そのような施設になるよう考えていきたいというふうに考えております。

本町における道の駅の整備についてですが、やはり観光案内や地域の魅力発信、それはこれからというか、これまでも、普通の機能として備えることになるのであろうというふうに思っております。ただ、能登半島地震の教訓も踏まえまして、防災拠点としての機能も併せ持つ施設となるよう、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

設置場所につきましては、町有地を原則、あくまで原則ですが、町有地を原則と考えておりますが、交通量や確保できる用地の規模、広域的に人が集いやすい、町のスポットとなり得る場所が候補地になるものと考えております。

重ねて申し上げますが、黒字で健全な運営がなされることが、道の駅整備の第一条件であります。運営事業者の選定につきましても慎重に検討してまいります。

国交省におりましたときに、道の駅の担当者に聞きました。黒字か赤字か、何割か分かりますかと聞いたところ、国交省の担当者は言いました、分かりません。国交省の担当者は、道の駅が黒字であるか赤字であるかはあまり問うていません。彼らは、赤字であれば市役所が、町が補填すればいいと考えています。

そして、今、代わりに彼らが推進しているのが防災道の駅です。これは間違いありません、私自身が国交省の道の駅の担当者に聞いていますので。ただ、これも率直に言えば、雪国の道の駅は、かなりの確率で赤字であります。それはなぜかといえば、冬期間に物が出せるかどうかです。

羽咋市の道の駅、御存じのとおり、かなり加工品に重点を置いているのは、まさしく冬場でも物を切らさないという、そういった考えに基づいてやっているものと思います。

いずれにしても、雪国で道の駅を黒字にするというのは、実はそう簡単なことではありません。このあたり本当に、何でしたら聞けばいいと思います。この近辺の道の駅の、本当に黒字か赤字か聞いてみてください。私からはそれ以上申し上げませんが、いずれにせよ、運営会社も含めて、慎重に検討してまいりたいと思います。

次に、子育て・教育環境の整備についてであります。

本年度、令和7年度、宝達志水町こども計画を策定予定であります。この策定予定の宝達志水町こども計画の中で、子どもや若者等の意見を基に、必要な機能や住民のニーズを取り入れ、場所の選定、施設の規模、設置遊具、併設する施設の内容などを検討してまいりたいと考えております。

いずれにせよ、これも役場の人間だけで考えるのではなく、実際の若いお母さん方の意見を聞く必要があるかと思っております。住民の方々のニーズ把握に努め、子育ての負担軽減、子育てしやすい環境整備、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、もちろん施設の整備に当たっては、人が集うのに便利な町内の適当な場所ということになると思いますが、これも先ほどの道の駅と同じであります。過度に指定管理料がかかるような施設、すぐ指定管理料2,000万円、3,000万円かかります。何でしたら、か

はく市に聞いていただければ分かります。本当にすぐ2,000万円、3,000万円の指定管理料がかかります。LAKUNAはもっとかかっています。そのあたりも含めて、きちんと検討の上、やっていきたいと考えております。

古墳の湯の再建についてですが、古墳の湯は、やはり町のシンボルの一つであろうと考えております。最近につきましては、温泉、厚労省所管の温泉ですが、温泉にこだわることなく、公衆浴場、厚労省の所管ですが、公衆浴場としての再開を含め、前向きに検討してまいります。再開に要する経費につきましては、現在、担当課にて試算中であります。

能登半島地震では、古墳の湯が入浴支援の場として役割を果たしたということもあります。災害時における避難場所等としての活用も、併せて検討してまいりたいと考えております。

その他、御質問の中であった細かい数値等については、所管の課長から答えていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 3番 松井議員の御質問にお答えをいたします。

防災道の駅とは、都道府県の地域防災計画などに位置づけられた広域的な防災拠点となる道の駅のことを指します。これは、日頃から非常用電源、防災トイレ、貯水槽あるいは防災備蓄倉庫などを備え、大規模災害時においては、物資の集積や応急対応の拠点として機能するものであり、現在、全国で79か所の駅が指定されております。

石川県内では、現在、輪島市ののと里山空港と中能登町の織姫の里なかのとの2つの駅が指定を受けております。新たに道の駅ができるとすれば、災害時にも活用できる施設とすることを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 稔君） 次に、6番 松浦文治君。

〔6番 松浦文治君 登壇〕

○6番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、これより2点行います。

まず、空き家の解消と新規の宅地開発についてであります。

本町では、空家対策特別措置法に基づき、空き家対策計画を策定し、空き家バンクの設

置や空き家の利活用に関する相談窓口を設けております。

ここで、町にお聞きします。

本町には家屋が何件あり、空き家はどれだけありますか。また、管理不全空き家、特定空き家の現状はどうでしょうか。また、能登半島地震による空き家の公費解体は何件あり、所有者不明などで解体できないものの現状はどのようなのでしょうか。

空き家情報は、どのように早期に現状を把握しているのかお聞きします。

地震による奥能登からの移住者や作業員の拠点などとして、復旧・復興拠点にどれだけ空き家が活用されておりますか。

現住所有者が空き家バンクに事前登録できないでしょうか。また、空き家予防、空き家にならないようにするに非常に有効な手段として、自筆証書遺言書保管制度の活用支援が有効だと考えられます。相続登記を早く済ませることで、家の次の担い手が決まり、管理・売却・賃貸の選択が可能になります。町が窓口や同行支援などで伴走すれば、さらに利用率が高まり、空き家予備軍の減少につながるのではないのでしょうか。

町として、空き家を発生させない事前対策が重要です。そこで、相続登記義務化を生かした事前相談・支援体制の整備を提案いたします。

65歳以上の住宅所有者を対象に、住まいの今後に関する意向調査の実施や司法書士などとの連携による相続・登記・処分などの無料相談会の開催、広報紙、福祉窓口での周知の強化を実施してはどうでしょうか。空き家の発生リスクを早期に把握でき、相続・処分・賃貸などの方針を早期に決めてもらうことで、将来放置される空き家の放置を予防する効果が期待されると思います。

次に、町民から、若者がこの町に家を建てたいが宅地が見つからない。本町も宅地造成に取りかかったが、能登半島地震による影響で頓挫したと聞くが、本町にお聞きします。

現在進んでいる宅地開発はあるのか。民間開発や公的開発の予定はありますか。

必要なインフラ整備された安全で快適な住環境の住宅用地をどれだけ確保しようとしているのか、ニュータウン開発の予定はあるのか、町長にお聞きいたします。

町長が提唱した町を輝かせる改革5本柱のうち、空き家の解消と新規の宅地開発を主張され、実行可能な具体的計画があり、すぐに着手するとのことですが、大まかな計画をお聞きしたいと思います。

町の幸福度ランキング県内ナンバーワンを取り戻して、継続し、若い世代が住みたくなくなる町をつくるのが、町の発展と町民の幸せにつながっていくと私は考えております。

次に、ふるさと住民制度についてお聞きします。

居住地以外の地域と継続的に関わる関係人口創出へ向け、政府は、そうした人たちをふるさと住民として登録する制度の創設を決めました。石川県でも、自治体と外部人材をつなぐ関係人口の登録システム構築に動き出しております。

そこで、お聞きします。

ふるさと住民制度での住民の要件については、市町村が独自に設計できる登録制度であり、国はその制度を支援する立場です。ゆかりの明確さ、本人の意思などを前提にするように国は求めておりますが、本町において、住民要件をどのように決めていく予定なのでしょうか。

また、本町は、二地域居住者を含む関係人口を把握するための専用のふるさと住民アプリなどを通じて、簡単に住民登録・発行ができることを想定するなどが考えられますが、プラットフォームのシステム構築を進めているのでしょうか。

また、現在の登録者数や対象者の構成をお聞きします。

関係人口の創出・拡大を推進する核となる官民連携共同体の設置などの進捗はどうでしょうか。また、官民連携の具体的な活用案についても見解を伺いたいと思います。

我が町に関心を寄せ、関与する関係人口の創出・拡大が、地域の担い手確保、ひいては地域の存続につながります。定住人口増と関係人口増を車の両輪として、官民連携で地域活力の維持・向上を図り、能登の復興にもつなげていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林 稔君） 町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） 6番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

空き家の現状把握につきましては、町職員が定期的に現地調査を実施し、建物の外観や敷地の状況を確認することで、空き家の有無や管理状況を把握しています。また、各集落の区長や地域の方々からの通報・相談も重要な情報源となっております。地域の方々と連携しつつ、情報収集に努めているところであります。

空き家バンクへの事前登録に関する御質問についてですが、現在のところ、本町では、そのような事例はありません。

空き家バンクへの登録は、空き家の所有者からの申請を受けて行うものです。原則として、空き家の所有者からの申請が第一であります。ただ、議員御提案の事前登録の仕組み

は、有用な御提案であると考えております。今後、他の市町の取組も参考に、空き家バンクの事前登録についても制度を検討してまいります。

また、御提案のありました自筆証書遺言書保管制度の活用についてですが、これは自筆の遺言書を法務局で保管してもらう制度で、遺言の偽造や書換えを防ぐ、遺言が相続人に発見されないケースを回避できる等のメリットがあります。

令和2年7月に制度が開始されて、今年で5年になります。生前にあらかじめ、誰が何を相続するかを安価な経費で明確にしておく、よい制度であると認識しております。有効な遺言手法として、町としても空き家相談等の折に本制度を紹介しております。

次に、現在進んでいる宅地開発はあるか、民間開発や公的開発の予定はあるか、ニュータウン開発の予定はあるかといった質問がございました。現在進行中の宅地開発、公的開発はありません。

ただ、本年3月に、いしかわ官民の参加によるPPP／PFI地域プラットフォームにて対話型ワークショップを行い、町有地である旧志雄中学校跡地、また旧志雄病院跡地について、様々な意見をいただきました。

この中で、民間だけの開発とするにはややリスクがある、時間もかかる、繰り返します。民間だけの開発とするにはリスクもある、時間もかかるというようなことが指摘されているところでもあります。こうした意見を踏まえ、町としても一步踏み込んで、宅地造成を含めた有効活用を検討してまいりたいと考えております。

そして、街の幸福度&住みたい街ランキング2023のお話がございました。石川県版において、2023年、1位を獲得したわけではありますが、これは、県都金沢からの程よい距離、自然豊かでありながらも地域のコミュニティが維持され、住民同士が緩やかにつながっている。治安もよく、また、病院等の生活環境も程よく整っていること等が評価されたのではないかと推測しております。

今後、町民の満足度を再び高め、住みたい町と思ってもらえるよう取組を進めてまいります。

あと、関係人口なり、ふるさと住民のお話もございましたが、細かいデータ等につきましては所管の課長から答えてもらうことにいたします。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 地域整備課長 杉谷克久君。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 6 番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

本町における住宅総数は5,186戸、これは令和2年3月に改定した宝達志水町耐震改修促進計画策定時の数値であり、そのうち空き家は470戸で、これは令和3年度に実施した空き家調査の数値になります。

空き家のうち、適切な管理がなされていない、いわゆる管理不全空き家と判断されるものは、213件確認されております。また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等に該当するものは、本町には10件あり、これらにつきましては、所有者等に対して、文書指導や改善命令等を行っているところであります。

今後も、現地調査や所有者への聞き取りを通じて実態把握に努め、危険性の高い空き家への対応を進めるとともに、空き家の利活用の促進や適正な管理の啓発にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（林 稔君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 6 番 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

空き家の公費解体については、これまでに19件の解体を行っております。これらは、所有者の同意を得た上で、公費により解体をしたものでございます。

一方で、公費解体の対象になるものの、所有者が不明であるなどの理由により、まだ解体を行っていない空き家が2件あります。これらについては、所有者不明建物管理制度を活用し、公費解体を行うべく、現在、裁判所による管理人の選任の手続中であり、裁判所から選任された管理者が決定次第、選任された管理人が申請者となり、公費解体を行うこととなります。

以上です。

○議長（林 稔君） 企画情報課長 南谷賢朗君。

〔企画情報課長 南谷賢朗君 登壇〕

○企画情報課長（南谷賢朗君） 6 番 松浦議員の質問にお答えします。

地震による奥能登からの移住者や作業員の拠点などとして、復旧・復興拠点にどれだけ活用しているかとの御質問ですが、空き家バンク制度の利用については、奥能登地域からの利用は3件、作業拠点の業者の利用が3件、今あるところでございます。

次に、ふるさと住民制度に関する御質問ですが、関係人口は、地域の持続的な発展を支える重要な要素の一つと考えております。地域外から訪れる人々と多様な関係を築くことで、地域の活性化や経済振興に寄与すると見込んでおります。

県は本年5月に、県・市町・各種団体による石川県関係人口官民連携協議会を設立しました。地域外からの関係人口を見える化し、継続した情報発信と地域活動への参加機会の提供による関係性の持続化、関係人口と地域のごちゃ混ぜ化の取組を官民連携で推進することとしております。多くの関係人口が継続して地域と関わる取組とすることで、各地域の関係人口の創出・拡大とともに、能登の創造的復興にもつなげることを目的としております。

県は本年秋頃に、関係人口マッチングプラットフォームを構築することとしております。人手・ノウハウを求める地域側と人との関わりや活躍の場を求める関係人口側をつなぐものであり、設置した協議会において、具体的な活用を検討してまいります。

国では、本年7月に閣議決定された地方創生2.0基本構想において、ふるさと住民制度の創設が提案されております。現時点では詳細な情報が届いていないことから、今後の動向に注目し、関係人口マッチングプラットフォームと併せ、効果的な手法を検討してまいります。

以上です。

○議長（林 稔君） 税務住民課長 開 美紀君。

〔税務住民課長 開 美紀君 登壇〕

○税務住民課長（開 美紀君） 6番 松浦議員の御質問にお答えします。

相続登記義務化を生かした事前相談・支援体制の整備をとの御提案ですが、現在は、死亡の手続の際に御遺族の方に対し、他の手続の資料と共に法務局が発行している相続登記及び自筆証書遺言書保管制度に関するお知らせをお渡しして、制度の周知を図っています。

また、税の窓口には、石川県司法書士会による無料の相続専門ダイヤル及び無料の相続・遺言相談センターのパンフレットを設置し、相続に関する相談があった場合に御案内しています。

今後も、法務局や県司法書士会と連携を取りながら、相続制度についての継続的な周知を図っていきます。併せて、京都市で令和11年度から導入される空き家に対する課税等の先進事例についても情報を収集していきます。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 次に、2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕

○2番（西塔正樹君） 私は、3点についてお聞きしたいと思います。

まず1点目、古墳の湯についてです。

志乎・桜の里温泉古墳の湯に関し、新聞紙上の発表では、町長は温泉にこだわらず、公衆浴場としての再開を検討すると述べられ、交流の場にするとともに、災害時に避難所として活用できる施設にすると述べられていますが、いつをめぐに、そして財源の確保はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

そして、古墳の湯の再開を願う200名以上の署名が集まり、至るところで町の執行部に届けるというお話もお聞きいたしました。そのようなことが、声も伴い、関係者や団体がおられたのかをお聞きしたいと思います。

そして、周辺の公園としての桜そのものの見直し強化策などのお考えがとおりでしょうか、お聞きいたします。総合的な御解釈のほど、よろしくお願いいたします。

次は、臼ヶ峰往来についてお聞きいたします。

約1,300年前の史実としての万葉歌人、大伴家持が通ったと言われている志乎路、そして臼ヶ峰往来、文化庁の歴史の道百選に選ばれ、現在は臼ヶ峰遊歩道として活用され、下石より中間地点の石仏峠を経て、所司原地区の深谷、そして頂上の臼ヶ峰へと、約ですけれども、4キロの道のりがあります。その約、真ん中地点になりますけれども、まだまだ今言った石仏峠は70基以上の歌碑があり、全国的にも珍しく、貴重な当町の文化遺産になると、値すると思います。

しかし、まだまだそのような部分には個人の所有の部分が多く、手つかずの部分も多いです。それで、町として、今後このような取り組みをどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

P R活動などの売り込みが、官民一体とは程遠く感じます。今後の強化策もお聞かせ願います。

子どもたちに郷土の歴史認識を正しく知ってもらうため、現地を見たり、親子参加者、学識経験者などで、より多くの方々、そして、語り部などで身近に感じていただく教育などのお考えはとおりでしょうか、お聞きいたします。

次に、創立20周年記念式典についてお伺いいたします。

2005年3月1日に志雄町と押水町が合併し、宝達志水町になりました。その20年後、区

切りとして、町内外に発信をする非常に重要なことだと考え、チャンスでもあると思います。そのような町民の方々の関心も高く、問合せも多い式典そのものの有無、町としてのお考えと方針をお聞かせ願いたいと思います。

以上の３点を、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 稔君） 町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） ２番 西塔議員の御質問にお答えいたします。

古墳の湯の再建に関する質問、先ほども松井議員に答弁したとおりであります。温泉にこだわりますと、やはり億単位のお金がまたすぐ飛んでいきます。温泉にこだわることなく、公衆浴場としての再開を含め、前向きに検討していきたいと考えております。

いつをめぐに、財源の確保をどうするのかという御質問がありました。現状といたしましては、防災機能の強化を含め、施設を再開するには、機械設備、空調設備、改修工事が必要であると事務方からは聞いております。

現在、稼働に向けて事業費の算定中ということでありまして、事業費を把握した上で、財源の確保についても補助金など、もちろんその活用を検討してまいりたいと考えております。

あと、公園の桜に関する御質問がありました。現時点で、直ちにどうというふうな特段の対応は考えておりませんが、まずは園内の安全第一、安全確保を第一に、課題があるようであれば、必要に応じ、速やかに適切な措置を講じてまいります。

桜というのは本当に、開花から満開になるまで大体５日間から７日間、雨が降ったり風が強かったりすると満開から二、三日で散ってしまう、実にはかない花であります。しかも桜は、木の中でも意外と繊細でありまして、虫もつきやすいですし、病気にもかかりやすいです。剪定の時期も、本当に１２月とか１月とか、非常に限られています。

こうした桜の適切な管理については、正直、町民の皆さんも、そして我々役場の職員も、どこまで理解しているかということがありますので、まずは町職員だけでなく、広く町民も含めて、勉強会などを開催していきたいというふうに考えております。

あと、臼ヶ峰往来に対する町の取り組みについてであります。山頂の臼ヶ峰公園付近の県境から下石地内の町管理分について、年数回、草刈りや倒木の撤去などを行っております。臼ヶ峰往来の保全に努めているところであります。

また、臼ヶ峰往来の参観者に分かりやすいよう、令和元年度には往来の誘導看板を設置

しておりますし、令和4年度には、下石にある既存の案内看板を修繕しております。町の貴重な歴史遺産を保全するということで、今後も必要に応じ整備・修繕を進めてまいります。

これも言っていることですが、文化庁の歴史の道ということもありますし、臼ヶ峰往来のPR活動について、これは町の観光ホームページはもとより、パンフレットなどでも紹介しているところではあります。また、令和2年度には町のケーブルテレビで、令和3年度、5年度、6年度はラジオで、臼ヶ峰往来に関する紹介する番組を放送しております。今後も機会を捉えて、臼ヶ峰往来のPRに努めてまいりたいと考えております。

子どもたちに対する歴史教育という観点でも、令和5年度には臼ヶ峰往来を歩く公民館講座を実施しておりますし、4年度、6年度には、埋蔵文化財センター主催の歴史講座で臼ヶ峰往来を紹介しているところでもあります。昨年、令和6年10月から11月までの1か月間は、埋蔵文化財センター内で企画展「臼ヶ峰往来～能登・越中を結ぶ歴史の道～」というイベントも開催しているところでもあります。

臼ヶ峰往来の歴史は、先ほど議員も言われたとおり、万葉の時代まで遡ることができますが、現状、広く世間に知られているというわけではありません。今後、現地見学や体験型の講座等を充実させ、子どもたちをはじめ町民の皆様が、より身近に臼ヶ峰往来の歴史や文化を学んで、親しんでいける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に、合併20周年記念式典についてであります。

本年5月に開催を予定していると聞いております。御存じのような事情によって開催延期となっております。現在、秋の開催を目指して、現在準備を進めているところであります。

式典の内容についても現在検討中ではありますが、町民の皆さんに楽しんでいただける催しにしたいと考えております。出演者含めて、日程等の詳細が決定しましたら、改めて御案内をしたいというふうに考えております。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 稔君） 次に、4番 岩根信水君。

〔4番 岩根信水君 登壇〕

○4番（岩根信水君） 私から、2点質問をさせていただきます。

まず、子どもたちの町長への表敬訪問の基準についてお聞きいたします。

町民の一部から、子どもたちの県内の大会後に優秀な成績を上げたことから、成績報告

をするため、町長への表敬訪問を申請したところ、町長への表敬訪問は全国レベルでなければならぬと回答があり、断念したことがあったと伺いました。

私は、この基準を示す根拠を宝達志水町の例規集から見つけることはできませんでしたが、子どもたちの町長への表敬訪問の基準が全国レベルでは、ハードルが高過ぎるのではないかと感じております。

子どもたちが町長と近い距離で対面する機会は、ほとんどありません。町長がお忙しいのは承知しているんですが、子どもたちにとって頑張った成果として、町のトップと対面し、褒めてもらえることは励みになり、モチベーションを上げるきっかけとなり、厳しい練習や技術・知識の習得に一層励むようになるのではないかと考えております。

そこで、子どもたちのスポーツ・文化・芸能などにおいて活躍した場合において、町長への表敬訪問の基準を、頑張れば手が届くぐらいの基準にしていただけないかということをお伺いいたします。

次に、宝達志水大花火の開催場所についてお聞きいたします。

宝達志水大花火は毎年、今浜の総合体育館で開催されております。志雄地区の町民から、大花火は宣伝もよくやっておるし、やっておることは知っておるけれども、見たことない。音だけ聞こえるけれども、ここからじゃ見えんしとおっしゃっておられた方がおりました。同様の趣旨の話を何人かから聞いたことがございます。まるでよその地域の花火大会のようなイメージを持っておられる方もおられます。

花火を上げることができる場所は限られているとは思いますが、町民全体から愛される、そして町民全体を元気づける大花火としていただきたいため、開催場所を固定せず、毎年順番に変えていくことはできないかということを質問させていただきます。

以上です。

○議長（林 稔君） 町長 高下栄次君。

〔町長 高下栄次君 登壇〕

○町長（高下栄次君） 4番 岩根議員の御質問にお答えいたします。

まず、子どもたちの町長への表敬訪問の基準についての御質問ですが、子どもたちのスポーツ活動、また各種大会への参加が活発化し、表敬訪問希望の申出が増加していたことに加え、多くの皆様に公平・公正な運用、そしてまた、公務との調整を図る観点などから、一定の基準を設けているというところであります。

しかしながら、議員の御指摘もございましたので、現行の基準の緩和については、今後

検討していきたいというふうに思っております。この現行基準の詳細については、後ほど所管の課長から説明をいたします。

次に、宝達志水大花火の開催場所についての御質問がございました。

現在、宝達志水大花火は、クラウドファンディング型のふるさと納税によりまして、皆さんから多数の御厚意で寄せられた寄附金により開催しております。

昨年来、実行委員会内部において、例えば柳瀬地区であるとか吉野屋地区でも実施できないかというふうな検討が行われております。ただ、仮に開催場所を変更するとした場合ですが、当然、地元と話し合いをする必要がありますし、協力の内諾、その他諸準備を進めるということで、やはり1年近い年月を要します。

検討を進める中で想定された課題としては、花火を打ち上げた際に田畑に落下する紙片、紙の破片に対する、所有者であるとか作付している方の理解を得る必要がありますし、大会当日は、交通整理や火災予防のための周辺地域の草刈りといった地元ボランティアの支援・協力を得なければいけないと。

さらには、ステージやその周辺で御当地グルメの出店といった、多くの来場者のための施設というか、駐車場、トイレなどのスペースの確保といった点も必要となります。これらの課題をクリアできれば、志雄地区でも花火大会の開催は可能であるというふうに考えております。

皆さんの御厚意によって、ふるさと納税を主たる財源に、本当に多くの方々の支援、協力の下、そして近隣地区のボランティア、地権者、そして作付者の理解を得て、大花火は開催されております。今後もこの枠組みを基本に、町としても大花火は盛り上げていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（林 稔君） 生涯学習課長 松浦賢也君。

〔生涯学習課長 松浦賢也君 登壇〕

○生涯学習課長（松浦賢也君） 4番 岩根議員の御質問にお答えします。

現在の町長への表敬訪問の基準でございますが、本町では、全国大会等への出場における表敬訪問及び広報に関する内規により、表敬訪問及び広報掲載の基準を定めております。具体的には、全国大会等への出場の表敬訪問に関しては、中学生以下の場合は教育長が、高校生以上の場合は町長が対応することとしております。

さらに、大会結果の結果報告の表敬訪問につきましては、ベスト8以上の成績を収めた

希望者に対し実施しております。

以上でございます。

○議長（林 稔君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了しました。

これをもって一般質問を終結します。

#### ◎議案の委員会付託

○議長（林 稔君） お諮りします。議案第33号から議案第40号までと議案第47号及び議案第48号の議案10件並びに報告第1号から報告第17号までの報告17件については、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第40号までと議案第47号及び議案第48号の議案10件並びに報告第1号から報告第17号までの報告17件については、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎休会の議決

○議長（林 稔君） お諮りします。委員会審査のため、明7月11日から7月17日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、明7月11日から7月17日までの7日間を休会することに決定いたしました。

#### ◎散 会

○議長（林 稔君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回は7月18日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで解散します。

御苦勞さまでした。

午後0時23分散会

令和7年7月18日（金曜日）

◎出席議員

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 松 本 由理子 | 7 番  | 林 稔     |
| 2 番 | 西 塔 正 樹 | 8 番  | 塚 本 勇 仁 |
| 3 番 | 松 井 世己子 | 9 番  | 久 保 喜 六 |
| 4 番 | 岩 根 信 水 | 10 番 | 守 田 幸 則 |
| 5 番 | 勝 二 正 人 | 11 番 | 北 本 俊 一 |
| 6 番 | 松 浦 文 治 | 12 番 | 北 信 幸   |

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長      十 丸 幸 代  
次                      長      森 田 泰 昭

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町                      長      高 下 栄 次  
  
参事兼総務課長      金 田 成 人  
兼復興推進室長  
  
企画情報課長      南 谷 賢 朗  
  
財 政 課 長      坂 井      賢  
  
商工観光課長      長谷川 能 之  
  
税務住民課長      開      美 紀  
  
危機管理監兼      藤 井 博 樹  
環境安全課長  
  
健康福祉課長      田 中 真理子  
  
健康づくり推進      寺 崎 弘 恵  
室                      長

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 子育て応援室長              | 宮 本 孝 則 |
| 農林水産課長               | 秋 田 正 之 |
| 地域整備課長               | 杉 谷 克 久 |
| 会計課長                 | 山 本 昭 弘 |
| 宝達志水病院<br>事務局 長      | 浅 川 治 世 |
| 教 育 長                | 細 江 孝   |
| 学校教育課長               | 浜 坂 浩 幸 |
| 学 校 教 育 課<br>担 当 課 長 | 杉 谷 靖 史 |
| 生涯学習課長               | 松 浦 賢 也 |

#### ◎議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討論
- 日程第 4 採決
- 日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関から、ビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可します。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、7月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 稔君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君。

〔教育厚生常任委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る7月14日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、定額減税補足給付金給付事業費について、喜多家維持管理事業費について、末森城跡発掘等調査事業費についてなど多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案2件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、各委員の御了承をいただいたことを御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 稔君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 岩根信水君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（岩根信水君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る 7 月 16 日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、庁舎整備事業について、公費解体事業について、新規就農総合支援事業についてなど多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案 9 件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告 8 件は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、附帯意見として、予算執行は速やかに行っていただきたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

また、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことを併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（林 稔君） これで委員長報告を終わります。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 稔君） 次に、日程第 2 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

#### ◎討 論

○議長（林 稔君） これより、議案全般にわたっての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

## ◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

まず、議案第33号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第34号 令和7年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第35号 宝達志水町ケーブルテレビ施設整備基金条例を廃止する条例についてから議案第40号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまでの議案6件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第35号から議案第40号までの議案6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第40号までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第47号 町道路線の廃止について及び議案第48号 町道路線の認定についてを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第47号及び議案48号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号及び議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 令和6年度宝達志水町一般会計補正予算（第12号）から報告第5号 専決処分の報告について、専決第5号 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）までの報告5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、いずれも承認です。報告第1号から報告第5号までの報告5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、報告第1号から報告第5号までの報告5件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第6号 令和6年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

次に、報告第7号 令和6年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第8号 令和6年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（林 稔君） 次に、報告第9号 専決処分の報告について、専決第6号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）及び報告第10号 専決処分の報告について、専決第7号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、いずれも承認です。報告第9号及び報告第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、報告第9号及び報告第10号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について、専決第8号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから報告第15号 専決処分の報告について、専決第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの報告5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、いずれも承認です。報告第11号から報告第15号までの報告5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、報告第11号から報告第15号までの5件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 稔君） 次に、報告第16号 専決処分の報告について、専決第13号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）及び報告第17号 専決処分の報告について、専決第14号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告であるので、御賢察の上、御了承願います。

#### ◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 稔君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会

○議長（林 稔君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 稔

署名議員 塚 本 勇 仁

署名議員 久 保 喜 六